

横浜市資事指令第5005号
令和6年4月23日

許可番号 第05670000728号

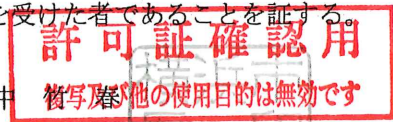
特別管理産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号

氏名 三友プラントサービス 株式会社
代表取締役 小松 源 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。



横浜市 長 山中

許可の年月日

令和2年6月1日

許可の有効年月日

令和9年5月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 焼却：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上6種類

(2) 中和・還元・不溶化：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、鉍さい（※）、ばいじん（※）、燃え殻（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上8種類

(3) 再生：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く） 以上1種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦2-5-3 外1筆

処理施設の概要

(1) 焼却施設 1基 (21t/日)

設置年月日：平成15年5月30日 許可年月日：平成15年5月21日

許可番号：20021

特別管理産業廃棄物の種類：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上6種類

(2) 中和・還元・不溶化施設 1基 (60m³/日)

設置年月日：平成15年5月30日 許可年月日：平成15年5月21日

許可番号：20022

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、鉍さい（※）、ばいじん（※）、燃え殻（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※） 以上8種類

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(3) 再生施設 1基 (60 m³/日)

設置年月日：昭和62年 6月 1日

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸 (pH2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上1種類

(※)の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

3. 許可の条件

(1) 燃焼しやすいもの(廃油)の保管量は、25.4m³以内とする。

(2) 腐食性を有するもの(廃酸・廃アルカリ)の保管量は、150.3m³以内とする。

(3) 感染性のもの(感染性廃棄物)の保管量は、0.24m³以内とする。

(4) 特定有害産業廃棄物のうち、汚泥は4.1m³、廃油は3.66m³、廃酸は5.94m³、廃アルカリは8.84m³以内の保管量とする。

(5) 特定有害産業廃棄物のうち、燃え殻は0.08m³、鉍さいは0.08m³、ばいじんは0.08m³以内の保管量とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 6月 1日 新規許可

令和 2年 6月 1日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無



別表

特定有害産業廃棄物の種類

焼却施設

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○：左欄の有害物質を含む -：対象外]

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
有機燐化合物	-	○	-	○	○	-	-
トリクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-
四塩化炭素	-	○	○	○	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	○	○	○	○	-	-
チウラム	-	○	-	○	○	-	-
シマジン	-	○	-	○	○	-	-
チオベンカルブ	-	○	-	○	○	-	-
ベンゼン	-	○	○	○	○	-	-
1, 4-ジオキサン	-	○	○	○	○	-	-

中和・還元・不溶化施設

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○：左欄の有害物質を含む -：対象外]

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	-	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○